

# 高校生等入学給付金

長崎市教育委員会



高等学校等へ入学されるお子様がおり、以下の要件を満たす方に、63,200 円の入学給付金を給付します。  
(返済不要です。)

## ①要件（対象者）

新しく高等学校等に入学した生徒の保護者等で、申請日時点で以下の要件が全てあてはまる方 ※中面の（注意）もお読みください。

- ア 長崎市内に住所を有すること
- イ 就学援助の要件を満たすこと（要件は裏面をご覧ください。）
- ウ 平成 30 年度の市民税所得割が課税されていること  
(平成 30 年 5 月～6 月に市・県民税税額決定通知書が届きます。)

※非課税世帯・生活保護世帯の方は、対象となりませんので、  
長崎県の「高等学校等奨学給付金」をご利用ください。

## ②給付額

高等学校等に入学した生徒 1 人につき 63,200 円

## ③申し込み方法

申請書と必要書類を長崎市教育委員会総務課（市役所本館 4 階）へ提出してください。

このお知らせの申請書部分を切り取って使用できます。そのほか、長崎市のホームページからもダウンロードができます。

※郵送でも受け付けます。〒850-8685 長崎市桜町 2-22 長崎市教育委員会総務課総務係

## ④申込期間および給付決定時期

申込期間：6 月 1 日～6 月 29 日

審査決定後、お知らせの文書をお送りします。（9 月頃を予定）

## ⑤お問い合わせ先

ご不明の点がありましたら、下記までお問合せください。

長崎市教育委員会総務課総務係 電話（代表）095-822-8888 （内線）3812・3813

(注意)

- ※1 給付対象となる「高等学校等」は、高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程および中等教育学校の後期課程のうち通信制でない学校です。
- ※2 長崎市外の高等学校等へ通学する場合も対象となります。ただし、単身赴任等で、保護者のみ長崎市外から長崎市内に住所を移している場合は対象となりません。
- ※3 単身赴任等で、保護者等が長崎市内に住所を有しない場合は対象となります。
- ※4 長崎県の「高等学校等奨学給付金（生活保護世帯、市民税所得割が非課税の世帯が対象）」が給付されるかたは、対象となりません。

就学援助の要件に該当する世帯のうち、対象となる給付金と申請先は次の表のとおりです。

	給付金の種類	申請先
・生活保護世帯 ・市民税所得割が非課税の世帯	長崎県の高等学校等奨学給付金	在学している高等学校等
・市民税所得割が課税の世帯	長崎市の高中生等入学給付金	長崎市教育委員会

※申請により、どちらか一方だけ給付されます。

キリトリ

市民税所得割額が課税されている方は、市・県民税 税額決定通知書の市民税所得割額の欄が0でない方です。

※参考イメージ ～市・県民税が給与引き去り（特別徴収）の場合～

給与所得等に係る市県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)			
所得 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	課税標準
雑収入 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 (摘要)	障害・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	標準	標準
	所得控除合計	所得控除合計	所得控除合計

  

税市	税額控除前所得割額	所得割額	均等割額	納付額
税県	税額控除前所得割額	所得割額	均等割額	
特別徴収税額	控除不足額	既充当額	既納付額	
変更前税額	増減額(○-△)			
変更月				

ここを確認してください。

※市・県民税が給与引き去り(特別徴収)でない方は、税額決定通知書の様式が異なります。

申請に必要な書類

- ① 長崎市高校生等入学給付金申請書（キリトリ線から切り取って提出してください。）
- ② 在学証明書（給付の対象となる高校1年生が在学する高等学校等で取得してください。）
- ③ 就学援助の要件を満たすことを証明する書類（申請書裏面記載の必要書類を添付してください。）
- ④ 保護者が平成30年1月1日現在、市外に住所を有する場合、当該年度の所得課税証明書
- ⑤ 単身赴任の場合、単身赴任の証明

# 長崎市高校生等入学給付金申請書(同意書・口座振込依頼書)

1		あて先		長崎市長(長崎市会計管理者)	
フリガナ		申請日		平成	年 月 日
氏名		現住所		長崎市	
申請者の 氏名		提出書類と現住所が 違う場合		理由	
高 一		申請(保護)者		旧住所	
生徒名		電話番号		( ) -	
振込先		金融機関名		銀行・組合	
		口座番号		普通預金	
		申請者口座名義 (カタカナ)		カタカナで記入して下さい。	
支店					

  

<p>1 申請書裏面を参照し、以下の申請理由から1つ選び、○で囲んでください。</p> <p>【申請理由】</p> <p>以下の理由で申請します。</p> <p>1-(1) 生活保護停止または廃止</p> <p>1-(2) 市民税減免</p> <p>1-(3) 個人事業税減免</p> <p>1-(4) 固定資産税減免</p> <p>1-(5) 国民年金の保険料減免</p> <p>1-(6) 国民健康保険税減免</p> <p>1-(7) 児童扶養手当受給</p> <p>1-(8) 生活福祉資金貸付</p> <p>2-(1) 職業安定所登録の日雇労働</p> <p>3-(1) 世帯全員の合計所得額が所得基準額以下 ※所得基準は裏面を参照</p> <p>3-(2) 特別の事情等(※)</p>	<p>2 平成30年度に長崎市から就学援助を受ける・受けない</p>	<p>申請者及び世帯員の同意</p>	<p>個人番号</p>	<p>生年月日</p>	<p>年齢</p>	<p>職業勤務先又は学校名学年 (平成30年に就職した場合は就職日を記入)</p>	<p>教育委員会使用欄</p>			
								<p>氏名</p>	<p>申請者との続柄</p>	<p>同意欄</p>

  

<p>世帯の世帯員全人数</p>	<p>その他奨学金等の受給状況</p>	<p>①長崎市貸与型奨学金(有・無)</p> <p>②長崎県育英会奨学金(有・無)</p> <p>③母子父子寡婦福祉資金(有・無)</p> <p>④社会福祉協議会の教育支援資金(有・無)</p> <p>⑤その他( ) (有・無)</p>
------------------	---------------------	--

  

<p>(※) 特別の事情とは、このページの裏面の該当理由の3(2)に書いています。特別の事情のある方は具体的な事情と生活状況を記入して下さい。</p>	<p>締 年 月</p> <p>決 定 理由</p>
---	----------------------------

## 就学援助の要件と高校生等入学給付金の提出書類

給付金を受けることができる場合は、次のいずれかに該当する方で、教育委員会が給付金が必要であると認めた方が対象となります。

	申請理由	提出書類	提出書類を発行する機関																			
1	(1) 生活保護が停止または廃止された	提出不要	—																			
	(2) 市民税が減免された (天災などによる減免)	提出不要	—																			
	(3) 個人事業税が減免された	事業税変更通知書	長崎振興局税務部																			
	(4) 固定資産税が減免された (天災などによる減免)	減免承認通知書	資産税課																			
	(5) 国民年金の掛金が減免された ※全額・3/4・半額免除に限る	国民年金保険料 免除申請承認通知書	年金事務所																			
	(6) 国民健康保険税が減免された (天災などによる減免)	提出不要	—																			
	(7) 児童扶養手当を受けている ※児童手当(こども手当)や特別児童扶養手当は対象外。 ※児童扶養手当を申請中の場合は、その審査に1~2か月かかりますので、他に該当する理由があれば、他の項目で申請してください。	提出不要	—																			
	(8) 生活福祉資金を借りた	生活福祉資金貸付決定通知書	社会福祉協議会																			
2	(1) 職業安定所登録の日雇労働をしている	日雇労働被保険者手帳	職業安定所																			
3	<p>※上記の理由に該当しない場合は、以下の理由からお選びください。</p> <p>(1) 世帯全員の合計所得額が下表の「<b>所得基準額</b>」のめやすの合計所得額以下で、子どもを修学させるのが困難な場合</p> <p>○「所得基準額」のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表面の申請書の「世帯の全人数」に応じて、所得基準額(所得上限額)があります。</li> <li>・世帯全員の合計所得額と以下の「合計所得額(所得基準額)」を比較してください。(単位:円)</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">世帯人数</th> <th style="width: 10%;">1人 ※1</th> <th style="width: 10%;">2人</th> <th style="width: 10%;">3人</th> <th style="width: 10%;">4人</th> <th style="width: 10%;">5人</th> <th style="width: 10%;">6人</th> <th style="width: 10%;">7人</th> <th style="width: 10%;">8人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計所得額</td> <td style="text-align: center;">1,397,000</td> <td style="text-align: center;">2,046,000</td> <td style="text-align: center;">2,350,000</td> <td style="text-align: center;">2,612,000</td> <td style="text-align: center;">2,984,000</td> <td style="text-align: center;">3,435,000</td> <td style="text-align: center;">4,059,000</td> <td style="text-align: center;">4,632,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 源泉徴収票の金額と比較する場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄をご確認下さい。</p> <p>※1 1人世帯は、高校生等に保護者等がない場合であって、高校生等本人が申請者となる場合です。</p> <p>(2) 上記の理由以外に、保護者の離職や長期療養、火災、交通事故など特別の事情があり、現在の生活が苦しく、子どもを修学させるのが困難な場合</p>	世帯人数	1人 ※1	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	合計所得額	1,397,000	2,046,000	2,350,000	2,612,000	2,984,000	3,435,000	4,059,000	4,632,000	<p>○給与所得者、パート、アルバイト、事業所得者、公的年金受給者の場合</p> <td style="text-align: center;">提出不要</td> <td style="text-align: center;">—</td>	提出不要	—
		世帯人数	1人 ※1	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人												
合計所得額	1,397,000	2,046,000	2,350,000	2,612,000	2,984,000	3,435,000	4,059,000	4,632,000														
<p>○障害年金、遺族年金受給者の場合</p> <td style="text-align: center;">年金振込通知書</td> <td style="text-align: center;">年金事務所</td>	年金振込通知書	年金事務所																				
	(2) 上記の理由以外に、保護者の離職や長期療養、火災、交通事故など特別の事情があり、現在の生活が苦しく、子どもを修学させるのが困難な場合	申請書の最下段の「特別の事情」の記載欄に具体的事情と生活状況を記入してください。																				

※今後、上記内容について変更が生じた場合には、別途お知らせします。

### 提出書類の注意点

- 1 提出する書類は返却できませんのでコピーで構いません。
- 2 提出する書類は、申請する際に発行できる最新の証明書を提出してください。
- 3 提出書類については、提出不要としている場合でも、審査の過程で提出をお願いすることがございます。あらかじめご了承ください。